

盛岡広域振興局長告示第7号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年1月28日

盛岡広域振興局長 石田知子

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
滝沢市鶴飼石留40番6、40番7及び47番7	41.67	6.05	令和2年1月9日

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び滝沢市役所に備えておいて縦覧に供する。